

奈良工業高等専門学校共通機器管理センター保有の研究設備・機器共用規程

令和6年2月8日 制定

令和7年9月11日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、文部科学省の「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和4年3月)に則り、奈良工業高等専門学校(以下「本校」という。)共通機器管理センター(以下「センター」という。)が保有する研究設備・機器の共用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究設備・機器の共用を推進することにより、限られた予算を効率的に使用し、学内外での利用を促進することにより研究力向上に資するとともに、技術職員の人材育成に貢献することを目的とする。

(体制)

第3条 センターを研究設備・機器の共用を推進する統括部門とする。

(共用の対象とする研究設備・機器)

第4条 センターが登録している研究設備・機器を、共用の研究設備・機器とし、本校の教育・研究活動に支障をきたさないよう運用する。また、センターは、機器管理者が退職する等により、使用されなくなった研究設備・機器の利活用に努めることとする。

(使用資格)

第5条 研究設備・機器の使用許可を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教育研究機関の研究者及び技術者
- (2) 企業の研究者及び技術者
- (3) その他校長が特に認めた者

(研究設備・機器使用の手続き及び許可)

第6条 研究設備・機器の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則使用する日の前日から起算して20日前までに、機器管理者と利用時間及び消耗品使用量等について事前に協議の上で所定の申請書を校長に提出し、許可を得るものとする。

- 2 校長は、前項の申請を許可したときは、所定の許可証を申請者に交付するものとする。
- 3 校長は、前項の許可をする場合において、次に掲げる管理上必要な条件を付することができる。
 - (1) 校長の指示に従うこと
 - (2) 火器取締り及び保安管理に留意すること
 - (3) 使用を終了したとき、又は使用の許可を取消されたときは、校長の指示に従って、速やかに整理整頓し、使用開始時の状況に原状回復を行うこと
 - (4) 本校は、機器の使用で得られたデータに関してその確度を保証するものでないこと
 - (5) 本校において有益な広報となる場合は、事前に校長の許可を得て、機器の使用で得られたデータを公表する際に本校の名称を使用する事ができる

(6) その他校長が必要と認めること

4 校長は、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、不許可とする。

- (1) 核兵器や通常兵器の開発等の軍事目的のために用いられ、又は用いられるおそれがあるとき
- (2) 校長が本校の理念に反している目的と判断したとき

(使用時間)

第7条 研究設備・機器の使用時間は、土日祝日及び本校の休業日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、24時間稼働の機器又は時間外利用については、機器管理者と事前協議の上、使用時間を調整するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本校の教職員又は学生の教育研究での使用を優先するため、使用時間を調整することがある。

(目的外使用の禁止)

第8条 第6条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可された目的外の使用、又はその許可に係る権利の第三者への譲渡をしてはならない。

(使用許可の変更及び取消し)

第9条 使用者は、使用日時の変更又は取消しをする場合は、使用開始日の前日（土日祝日及び本校の休業日を除く）までに申し出て、校長の許可を得なければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の規定による許可を取消することができるものとする。

- (1) 第6条第3項各号（第3号を除く）に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (2) 第8条に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (3) 研究設備・機器の故障等により使用不能となったとき
- (4) その他管理運営上において、支障があると認めたとき

(使用料等)

第10条 研究設備・機器の使用料については、別表に定める金額とする。

- 2 前項の規定によるもののほか、研究設備・機器の使用に際して必要となる費用等（以下「必要経費」という。）は、別に徴収する。
- 3 使用者は、前2項に定める使用料及び必要経費（以下「使用料等」という。）を使用開始前又は本校が指定する期日までに納付しなければならない。
- 4 既納の使用料等は、本校の責に帰すべき事由がある場合を除き、還付しない。
- 5 機器使用申請書に記載された使用時間又は、消耗品使用量等が超過した場合は、使用料等を追加徴収することができる。
- 6 使用料等の確定金額に一元未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(使用料等の免除又は後納)

第11条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に定める使用料等を免除又は後納とすることができる。

- (1) 大学等の研究機関が、民間資金によらない学術研究を目的とし、本校教員との共同研究の可能性検証としてセンターの研究設備・機器を使用する場合は、使用料を免除することができる。

- (2) 本校と共同研究契約を締結している学外の使用者が、共同研究遂行のためにセンターの研究設備・機器を使用する場合は、共同研究締結額を考慮の上、使用料を免除することができる。
- (3) 第6条の使用許可時に未確定の使用日時がある場合、又は当初予定していなかった日時に使用しなければならないと本校が認める理由がある場合、該当部分の使用料等を後納とすることができる。

(免責)

第12条 研究設備・機器の使用により使用者に生じた損害について、本校は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失により使用した研究設備・機器その他本校の施設を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 使用者は、本校の名称を使用してデータを公表したことにより本校に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(実績報告)

第14条 機器管理者は、研究設備・機器の運用実績を、年度毎に校長へ報告する。

(秘密の保持等)

第15条 本校及び使用者は、研究設備・機器使用の過程で知り得た双方の情報について、相手方の書面による同意なしに公開してはならない。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究設備・機器の使用許可に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年2月8日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「奈良工業高等専門学校設備機器利用料金表の運用方針に係る申合せ」(平成26年12月11日制定)及び「奈良工業高等専門学校物質化学工学科機器分析センター保有機器の利用に関する事務取扱要項」(平成29年12月11日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、令和7年9月11日から施行する。

奈良工業高等専門学校研究設備・機器使用申請書

年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

奈良工業高等専門学校の研究設備・機器の使用について以下のとおり申請します。使用にあたっては、奈良工業高等専門学校共通機器管理センター保有の研究設備・機器共用規程を遵守します。

申込者	住所・所在地		
	機 関 等 名 称		
	使 用 責 任 者	印	
	連 絡 先		
	その他使用者 氏 名		
使用機器名		使 用 目 的	使 用 時 間
			年 月 日～年 月 日 使用時間： 時間
			年 月 日～年 月 日 使用時間： 時間

【機器管理者記入欄】 研究設備・機器使用単価 (@) × () 時間 = () 円 A
 附帯消耗品 (@) × () = () 円 B
 消費税 () 円 C
 小計(A+B+C) () 円 D
 間接経費相当分 (D に対して 10%) () 円 E
 使用料等 (D+E) 計 () 円

注) 太線枠内を記入してください。使用料等については、事前に機器管理者に確認の上申請願います。

原則として昼休み時間をまたぐ場合は、その時間も含みます。使用時間等については、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。本校の教職員又は学生の教育研究を優先するため、使用時間を調整します。

使用目的の図面や計画書等の参考資料があれば併せて添付してください。

次の事項について、ご確認の上、同意いただける場合は、□にレをご記入願います。

- ☐ 使用期間中に生じた研究設備・機器等の損害については、使用者においてこれを負担することに同意する。
- ☐ 使用期間中における使用者の損害（事故による負傷・疾病等）については、学校側は責任を負わないことに同意する。
- ☐ 機器使用の経過において、知り得た一切の秘密情報について秘密保持契約を締結することに同意する。
- ☐ 次の事項に該当したときは、研究設備・機器の使用許可を取消し又は使用を制限することに同意する。
- ・研究設備・機器の使用目的以外の使用や、その許可に係る権利を第三者に譲渡した場合
 - ・校長の指示に従わなかった場合
 - ・その他管理運営上、支障があると認められたとき

※同意いただけない場合、研究設備・機器の使用を許可できないことがあります。

研究設備・機器使用許可証

年 月 日

様

奈良工業高等専門学校長 印

年 月 日付けで申請のありました研究設備・機器の使用について許可します。

【請求額】	研究設備・機器使用単価	(@	)	×	()	時間＝	()	円)	
	附帯消耗品	(@	)	×	()		=	()	円)
						消費税	(	)	円)
						間接経費相当額	(	)	円)
						使用料等 計	(	)	円)

※請求内容の詳細については、別途お渡しする請求書をご確認ください。

ご使用に当たって

1. 指定期日までに振込みがないときは、研究設備・機器の使用許可を取消する場合があります。
2. 研究設備・機器管理者の指示に従い、マニュアル等を遵守し安全の確保に努めてください。
3. 研究設備・機器を使用する際に必要な物品を持ち込む場合は、予め研究設備・機器管理者の確認を取ってください。
持ち込んだ物品の残品は、必ずお持ち帰りください。
4. 事故等の発生及び研究設備・機器を破壊等した場合は、速やかに研究設備・機器管理者へご連絡願います。